

令和7年度各表彰の紹介

☎ 本庁舎協働推進課（27番窓口） ☎ 0857-30-8177 ☎ 0857-20-3919

1月7日（水）に市役所本庁舎で表彰式を行いました。

【鳥取市市民活動表彰】



◆困り感を抱える子を支援する親の会／らっきょうの花（左）

平成19年から、発達障がいや不登校といった『困り感』や『生きづらさ』を持った子どもと保護者を支援する活動を続けられ、福祉や健康の増進に貢献されました。

◆碧川かた研究会（右）

平成30年から、婦人参政権運動などに尽力し、女性の地位向上に努めた鳥取出身の「碧川かた」を広くPRする活動を続けられ、社会教育の推進に貢献されました。

【鳥取市安全で安心なまちづくり功労者表彰】



◆加藤美鈴さん（左）

平成22年から、小学生の登校時の付き添い活動、花の水やりや散歩をしながらの「ながら見守り活動」など、地域児童・住民の安全のための活動を献身的に続けてこられました。

◆稲葉山地区青少年健全育成協議会（右）

昭和60年に協議会を結成して以来、あいさつ運動や登下校の見守り、地域の危険箇所点検、夜間パトロールによる非行防止活動など、青少年の非行防止、健全育成および子どもの安全を守る活動を精力的に続けてこられました。

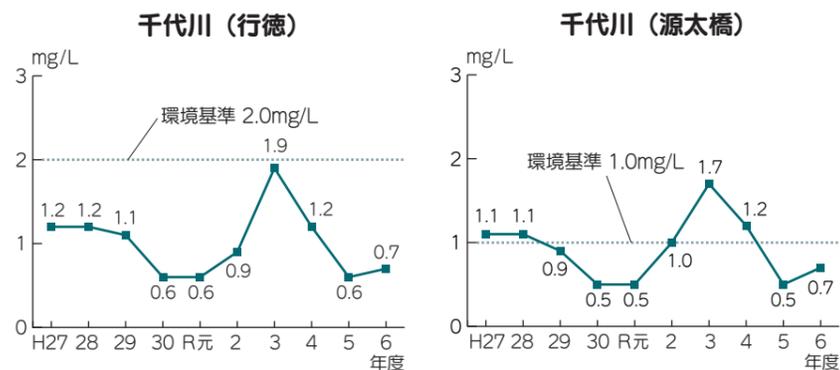
河川の水質の状況をお知らせします

☎ 本庁舎環境保全課（25番窓口） ☎ 0857-30-8094 ☎ 0857-20-3918

主な河川の令和6年度までの10年間の調査結果をお知らせします。千代川では、経年的にみるとほぼ環境基準を満たし、清浄な水質を維持しています。その他の河川も概ね清浄な状態を保っています。

※BOD（生物化学的酸素要求量）：一定時間に微生物が必要とする酸素の量。河川の汚れの目安とされ、数値が大きいほど水が汚れています。

千代川のBOD（国土交通省調査結果から引用）



※千代川の有富川合流地点より上流は、BOD1.0mg/L以下、下流はBOD2.0mg/L以下の環境基準が設定されています。

千代川以外の主なBOD

河川名	BOD 数値
佐治川(佐治町小原)	<0.5mg/L
八東川(河原町片山)	<0.5mg/L
砂見川(長谷橋)	<0.5mg/L
有富川(津浪橋)	<0.5mg/L
大路川(西大路橋)	0.6mg/L
新袋川(面影橋)	0.5mg/L
袋川(若桜橋)	0.5mg/L
河内川(気高町宝木)	0.7mg/L
勝部川(青谷町青谷)	<0.5mg/L
塩見川(福部町細川)	<0.5mg/L

※上記河川に環境基準は設定されていません。

市民総合窓口の臨時開庁・時間延長

☎ 本庁舎市民課（6番窓口）
☎ 0857-22-8111（鳥取市コールセンター）
☎ 0857-20-3909

市民総合窓口の休日開庁および時間延長についてお知らせします。3月29日（日）は臨時開庁します。

日	月	火	水	木	金	土
3/8 開庁	9	10 延長	11	12	13	14
15	16	17 延長	18	19	20 (春分の日)	21
22 開庁	23	24 延長	25	26	27	28
29 開庁	30 ★	31 ★延長	4/1 ★	2 ★	3	4

開庁：休日開庁 8:30～17:15
延長：延長開庁 8:30～19:00

※休日開庁・平日の延長開庁時は、市民総合窓口（本庁舎）のみの受付（マイナンバーカードに関する手続きは完全予約制）です。住所異動に伴う国民健康保険、転校手続きなどは、改めて各担当窓口にお越しください。

◎転入に伴う各種手続きなど、1～2時間かかる手続きがありますので、早めにご来庁をお願いします。マイナンバーカードの手続きは後日となるのが想定されますので、ご了承ください。

★混雑を避けたお手続きを

3月30日（月）～4月2日（木）は、住所異動の窓口が大変混雑します（申請受付までに2時間以上お待ちいただく場合があります）。転出届は引越し予定日の14日前（3月のみ1カ月前）から引越し当日まで、転入・転居届は引越した後14日以内が届出期間ですので、混雑時期を避けた手続きをおすすめします。

窓口の受付情報をリアルタイムに確認



■転出届は「マイナポータル」が便利

マイナンバーカードをお持ちの方は「マイナポータル」を使用して、オンラインで転出届ができますのでご利用ください。

※転入届は窓口での手続きが必要です。

Pick up information

ピックアップインフォメーション



鳥取市公式ウェブサイトが新しくなります

3月17日（火）に本市公式ウェブサイトをリニューアルします。より使いやすいウェブサイトを目指し、デザインとページの構成を見直しました。

リニューアルにともない、3月17日（火）以降は、市報2月号までに掲載していた本市公式ウェブサイトの二次元バーコードは使用できなくなります。ご了承ください。

後期高齢者医療保険料仮徴収のお知らせ

☎ 本庁舎保険年金課（13番窓口）
☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

後期高齢者医療保険料を年金天引き（特別徴収）する人の仮徴収が4月から始まります。

特別徴収の人の保険料は、年金支払月である偶数月ごとに年6回に分けての納付ですが、保険料額は前年所得をもとに計算するため、前年所得が確定（6月）後の7月に年間保険料額を決定しています。このため、今年2月の年金天引き額と同額を、4・6・8月に支給される年金から徴収（仮徴収）し、7月に決定する年間保険料額と仮徴収で納められた差額を、10・12・2月の3回に分けて納付していただくこととなります。

また、新たに被保険者となった人（75歳到達や転入など）の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によって異なり、仮徴収開始前に通知を送付します。仮徴収開始までの間は、送付する納付書で支払いとなります。なお、仮徴収額は令和6年分所得をもとに計算します。

75歳到達日・転入日など	仮徴収開始時期
令和7年6月1日～10月2日	令和8年4月
令和7年10月3日～12月2日	令和8年6月
令和7年12月3日～令和8年2月2日	令和8年8月